

町税

問 税務会計課

種別	内容	届出・申告
個人町県民税	個人町・県民税は、個人の前年の所得に対してかかる税金です。広く均等に一定の税額を負担していただく「均等割」と、前年の所得に応じた税額を負担していただく「所得割」があります。 どこの市町村へ納めるかは、毎年1月1日現在に住んでいる場所で決まります。そのため、引っ越しをされた方については、1月1日現在の住所地に1年分を納めていただくことになります。 また、県の税金である県民税及び、国の税金である森林環境税については、町民税と併せて課税されます。	申告は、2月16日から3月15日までです。 ただし、次の人は申告の必要はありません。 ・所得が給与のみで年末調整が済んでいる人 ・税務署に所得税の確定申告をされる人
法人町民税	町内に事務所等を有する法人に対して、課税されます。資本金額と従業者数に応じて課税される「均等割」と、国税の法人税額に応じて課税される「法人税割」があります。	事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に申告する必要があります。
固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋及び償却資産を所有する個人及び法人に対し、その評価額に応じて課税されます。	未登記家屋の新增築・所有者移転や家屋を取り壊した場合、届出が必要です。償却資産の所有者は申告が必要です。
軽自動車税	毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、農作業用車両等の所有者に課税されます。また、月割課税の制度はありませんので、4月2日以降に廃車や譲渡されても、その年度分は全額納めていただくことになります。	軽自動車等の取得や住所変更した時など、申告内容に変更があった場合は15日以内に、廃車、譲渡した場合は30日以内に手続きが必要です。 【手続き窓口】 原動機付自転車、農作業用車両⇒税務会計課 軽自動車（二輪）、二輪の小型自動車⇒運輸支局・自動車検査登録事務所 軽自動車（三輪・四輪）⇒軽自動車検査協会
国民健康保険税	長瀬町国民健康保険に加入している方の属する世帯主に課税されます。4月1日を基準に税額計算を行います。	国民健康保険に加入するとき、職場の健康保険に加入した等、異動があった場合は、14日以内に必ず町民課へ届出をしてください。



税金

町税等の納期 問 税:税務会計課 介護保険料:福祉介護課 後期高齢者医療保険料:町民課

納期限は、それぞれの月の末日（12月の納期限は25日）で、末日が土曜日・日曜日、祝日等にあたる場合は、その翌日になります。期限内納付にご協力ください。

種類	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
町県民税		第1期		第2期		第3期			第4期	
固定資産税	第1期		第2期					第3期		第4期
軽自動車税	全 期									
国民健康保険税			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
介護保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
後期高齢者医療保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期

※町県民税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、普通徴収の場合

町税等の納付方法 問 税:税務会計課 介護保険料:福祉介護課 後期高齢者医療保険料:町民課

●窓口納付

町民税(普通徴収)、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)は、長瀬町役場税務会計課会計担当及び次の金融機関で納めることができます。

取扱金融機関	埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、ちちぶ農業協同組合、東和銀行、中央労働金庫、埼玉信用組合、埼玉縣信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局 以上の本支店
--------	--

●口座振替

口座振替による納付は、指定した口座から納期ごとに自動的に引き落としして納付する制度です。納め忘れもなく大変便利で確実な口座振替をご利用ください。

取扱金融機関	埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、ちちぶ農業協同組合、埼玉信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局 以上の本支店
--------	--

●コンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリ納付

全国のコンビニエンスストアや、次のアプリでも納めることができます。ただし、指定期限を過ぎたもの、バーコードのない納付書では納付できません。

納められる税目:町民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

利用可能なスマートフォン決済アプリ	PayB、PayPay
-------------------	-------------

●共通納税

地方税統一QRコード(eL-QR)が印字されている場合は、この地方税統一QRコード(eL-QR)を利用し、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」から、ご自宅のパソコンやスマートフォンなどでクレジットカードやスマートフォンアプリを利用して町税を納付することができます。

※詳しい操作方法や手続方法は地方税お支払サイトにてご確認ください。

納められる税目:町民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税



税務証明書(主なもの)

問 税務会計課

種類	手数料	内容
納税証明書	200円	町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税額を証明
納税証明書(軽自動車車検用)	無料	軽自動車、二輪の小型自動車の納税証明
課税証明書	200円	合計所得金額、町民税額を証明(個人用) 課税標準額、税額を証明(法人用)
非課税証明書	200円	町民税が非課税であることの証明
所得証明書	200円	合計所得金額、所得金額の内訳を証明
所得(課税)証明書	200円	所得証明書と課税証明書の内容を一通にまとめた証明書(個人用)
評価証明書(土地・家屋)	200円	土地・家屋の所在地、評価額等を証明
公課証明書(土地・家屋)	200円	土地・家屋の所在地、課税標準額、税額等を証明
名寄帳	200円	所有者ごとに所有する全ての土地・家屋の所在地、面積、評価額等を記載したもの
公図等の写し	200円	A3サイズの土地の縮図
住宅用家屋証明書	1,300円	居住用のために新築又は取得した家屋であることを証明
閲覧(土地台帳・家屋台帳)	200円	土地台帳・家屋台帳(不動産登記情報)の閲覧

※手数料は、全て1通、1件または1冊単位

※土地の証明は3筆まで、家屋の証明は3棟までをもって1件とし、1筆又は1棟増すごとに20円を加算します。

請求の際に窓口に来た方の本人確認を行わせていただいております。お手数料をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末(マルチコピー機)から「所得(課税)証明書」を取得できます。

※利用できる人

長瀬町に住民登録をしており、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの人。

※通知カードではコンビニ交付を利用できません。



税金